

沖縄市地域型地域包括支援センター運営業務委託事業者公募要領（再公募）

1. 趣旨

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号に規定された包括的支援事業及び法第 115 条の 22 に規定された指定介護予防支援等を実施する沖縄市地域包括支援センター中部南について、運営受託を希望する法人を募集します。

2. 募集圏域

(1) 募集する担当圏域

	担当圏域名	担当自治会名
1	中部南	嘉間良、住吉、室川、安慶田、照屋

(2) 沖縄市地域包括支援センターの設置

1 担当圏域内に 1 カ所設置する。

(3) 圏域の人口等

担当圏域の人口、高齢化率、要支援者数（令和 6 年 9 月末現在）

担当圏域名	総人口	65 歳以上人口	高齢化率
中部南	13,486 人	4,135 人	30.6%

3. 事業の概要

(1) 事業名

沖縄市地域包括支援センター事業

(2) 委託名称

沖縄市地域型地域包括支援センター運営業務

(3) 事業内容

沖縄市地域型地域包括支援センター運営業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日（予定）から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。ただし、委託開始日については市と協議の上、決定する。

(5) 提案上限額

1 ケ所あたりの委託料（年間）は、包括的支援事業及び地域ケア会議推

進事業並びに介護予防等把握事業を含むものとし、1 か所あたりの提案上限額（年間）は、次の通りとする。

* 提案内容に関わらず、この上限価格を超える提案は受け付けない。

* この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

* 令和 7 年度については、委託開始日を令和 7 年 4 月 1 日とした場合の金額となる。

担当圏域	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
中部南	34,947 千円	34,947 千円	34,947 千円

< 提案上限額（年間）の内訳 >

①包括的支援事業

担当圏域	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
中部南	29,740 千円	29,740 千円	29,740 千円

②地域ケア会議推進事業

担当圏域	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
中部南	1,390 千円	1,390 千円	1,390 千円

③介護予防等把握事業（※消費税・地方消費税込）

担当圏域	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
中部南	3,817 千円	3,817 千円	3,817 千円

(6) 介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費

介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は、本業務の委託料とは別に受託者の収入とする。介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援業務の一部業務委託を行う場合は、指定居宅介護支援事業所へ委託料を支払うこととなる。

* 介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援業務に係る収入については、（様式 9）「介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援業務に係る収支予算書」を参照すること。

<参考>令和5年度実績件数（年間）

担当 圏域	介護予防ケアマネジメント （第1号介護予防事業）件数		指定介護予防支援業務件数			
	初回	更新	初回		更新	
			包括	委託	包括	委託
中部南	52	1,482	25	27	1,021	500

4. 応募資格要件

包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立かつ安定的に実施することができる次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年3月18日条例第11号）及び市が定める設備及び運営に関する基準を満たし、仕様書に基づくサービスの提供ができること。
- (2) 現に法人格を有し（医療法人、社会福祉法人、一般社団法人等）、かつ日本国内に本社または事業所を有していること。
- (3) 委託開始日（市と協議した上で決定する）の3ヶ月前までに、応募する担当圏域内に沖縄市地域型地域包括支援センターの設置場所を確保すること（システム設備等の執務環境整備のため）。また、委託開始日までに沖縄市地域型地域包括支援センターを開設できること。
- (4) 人員配置については、応募の時点で「募集予定」の場合であっても、応募は可能とする。但し、委託開始日までに業務を開始できるよう人員を確保し、配置すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 介護保険法第115条の22第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (7) 市税、国税、社会保険料の滞納がないこと。
- (8) 法人の経営状態が健全であると認められること。
- (9) 法人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5. 人員配置

仕様書（Ⅱ運営について 1. 人員配置／13～14 頁）のとおり。

6. 審査までの事務手続き

(1) 参加表明書の提出

① 提出期限 令和7年1月10日（金）12時まで

② 提出方法

参加表明書（様式1）を電子メールにて提出すること。未送達防止の為、メール送信後は、事務局へ電話での連絡を行うこと。

（ E-mail : a42chiiki@city.okinawa.lg.jp ）

③ 参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式3）」を速やかに提出すること。

(2) 質問及び回答

本事業内容や応募要領等について質問がある場合は、質問書（様式2）にて次のように行うこと。

① 受付期間 令和6年11月26日（火）～12月13日（金）17時まで

② 提出方法

電子メールにて提出。未送達防止の為、メール送信後は、事務局へ電話での連絡を行うこと。

（ E-mail : a42chiiki@city.okinawa.lg.jp ）

③ 質問への回答方法

令和6年12月18日（水）までに沖縄市公式ホームページに掲載する。

(3) 応募申請及び提案書の提出

① 提出書類（別添：応募様式）

応募様式	提出書類名
様式4	沖縄市地域型地域包括支援センター運営業務委託事業者公募申請書
様式5	地域包括支援センター運営業務提案書
様式6	人員配置予定職員の経歴書
様式7	地域包括支援センター事務所設置予定地の状況
様式8	委託料見積書及び内訳（包括的支援事業、地域ケア会議推進事業、介護予防等把握事業ごとに作成）【年度ごと】
様式9	介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援業務に係る収支予算書【年度ごと】
様式10	誓約書

様式11	法人の概要
様式12	役員名簿
様式13	相談・支援業務、介護サービス等の提供実績状況
様式14	法人代表者履歴書
資料1	法人の定款又は寄付行為
資料2	法人の登記事項証明書（応募の3か月以内に発行されたもの）
資料3	法人の財務諸表（損益計算書、貸借対照表） 直近2年分
資料4	市税の滞納のない証明書
資料5	社会保険料納入証明書
資料6	納税証明書その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明 *非課税法人の場合は提出不要。その際には非課税法人を証明するものを提出すること。
資料7	その他、法人の概要、事業等に係るパンフレット等

② 提出期間・時間

令和7年1月20日（月）～1月23日（木）

午前9時から午後5時まで（土日及び台風等による閉庁日は除く）

※提出期間最終日が台風等で閉庁となった場合は、提出期間の延長等について、沖縄市公式ホームページに掲載する。

③ 提出部数 正本1部 副本10部

④ 提出先

沖縄市健康福祉部 介護保険課 地域支援担当
（沖縄市役所 地下2階 介護保険課）

⑤ 提出方法

持参による提出とする。郵送による提出は受け付けない。

⑥ 提出に関する留意点

ア．提出書類はA4縦型フラットファイルに左閉じとし、全書類にページ数とインデックスを付すること。

イ．提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ．提出締め切り後は、提出書類の修正、追加、変更を認めない。

- エ. 書類提出にかかる費用は、応募者の負担とする。
- オ. 応募する担当圏域ごとに、必要書類を提出すること。
- カ. 提出された書類については、沖縄市情報公開条例に基づき、公開する場合がある。

9. 審査及び選定について

沖縄市地域包括支援センター委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において書類審査及び面接審査を公正かつ厳正に行い、沖縄市地域包括支援センター運営協議会（以下、「運営協議会」という。）の意見を踏まえ、担当圏域毎の優先交渉権者を選定する。また、次点の交渉権者も併せて選定する。

(1) 選定方法

- ①書類審査及び面接審査を実施し、配点の 60%を基準点とする。
- ②得点が基準点を下回る場合は優先交渉権者となることができない。
- ③一担当圏域に複数の応募者がいる場合は、得点が最高点の事業者を優先交渉権者とする。
- ④応募資格要件を満たしていない応募者については、書類審査及び面接審査は行わないものとする。

(2) 面接審査について

①日時

令和 7 年 2 月 6 日（木）実施予定。

*日時については、提出書類に基づき、応募資格要件の確認及び書類審査を行った後、各応募者へ通知する。

②場所

沖縄市役所 *詳細については後日、通知する。

③方法

ア. 応募書類（様式 5）の内容に沿ってプレゼンテーションを行った後、質疑応答を行う。（プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 20 分程度）。

イ. パワーポイント、動画等を活用し実施してよいものとする。ただし、応募書類以外の追加資料の提出は認めない。

ウ. 機器（パソコン等）を利用する場合には、大型ディスプレイと延長コード以外の機材を持参すること。

エ. 出席者は、提案の実施責任者や実際に業務に携わる責任者等の3名までとする。

(2) 審査項目

次の審査項目を踏まえ審査を行う。

項目	内容	
法人概要	1	法人の理念、運営方針、組織構成、財務状況等から、受託に適した法人であるか
法人実績	2	相談・支援業務（高齢者に限らず）の実績
	3	介護保険サービスに関する実績
	4	地域貢献や地域活動との連携・協力の実績
運営の 基本理念	5	応募の動機について
	6	地域包括支援センターの基本機能を理解し、地域包括ケアシステムの中核機関の機能を果たせるか
	7	公益事業としての視点、公正・中立性について正しく認識しているか
人員確保	8	三職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員*準ずる者含む）の確保（見込み）及び配置計画があるか
	9	上記以外の業務（地域ケア会議推進業務、介護予防等把握事業等）の従事者の確保（見込み）及び配置計画があるか
	10	欠員時の迅速な対応について
	11	職員の資質向上及び定着のための取組について
業務内容	12	包括的支援事業の実施に係る三職種チームアプローチへの理解と実施体制について
	13	総合相談支援業務を正しく理解し、実行可能な体制であるか
	14	権利擁護業務への理解や取組は適切か
	15	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を十分に理解し、その取組が具体的で実現性が高いか

	16	自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援を正しく理解し、実行可能な体制であるか
	17	地域におけるネットワーク構築への理解、業務に活かせる実績、効果的な実施計画があるか
	18	多職種協働によるネットワーク構築への理解、業務に活かせる実績、効果的な実施計画があるか
管理体制の整備	19	夜間・休日等の 24 時間対応の体制整備について
	20	システム運用、記録等の管理、業務における個人情報の取扱・管理体制について
	21	災害時の対応と体制について
	22	事故の対応と防止等体制について
	23	苦情対応・処理の体制整備について
設置場所の確保	24	高齢者等に分かりやすく、来所しやすい場所か。利便性を高めるための工夫があるか。
	25	包括的支援業務等と指定介護予防支援に関する業務を一体的に行う場所を設けているか。建物や設備等に、高齢者が利用しやすい配慮があるか。三職種が適切に業務を遂行できるスペースや、利用者の為の相談スペースが確保されているか。

(3) 審査結果の通知

選定委員会の審査結果を運営協議会へ報告した後、令和 7 年 2 月中旬以降に審査実施事業者全員に対して個別に通知する。

(4) 優先交渉権者

①優先交渉権者は、次の 10. 契約に関する事項を踏まえ、決定を受けることにより受託事業者となる。

＊よって、最終的な契約額と提出された見積額は必ずしも同額とされない点に留意すること。

②優先交渉権者と協議が整わない場合、次点の交渉権者と協議を行う。

③優先交渉権者が辞退する場合は、決定通知日から 5 日以内に書面（任意様式）にて市へ報告すること。

10. 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

優先交渉権者を、本契約に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、詳細内容の協議を実施する。ただし、次のいずれかに該当し、優先交渉権者から見積徴取及び請負契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手先として再選定する。

- ① 優先交渉権者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項に規定するものに該当することとなったとき。
- ② 優先交渉権者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 優先交渉権者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ④ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- ⑤ その他の理由により優先交渉権者と請負契約が不可能となったとき。

(2) 請負契約金額

請負契約金額は、別途沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 業務委託実施条件

提案書に記載した配置予定従事者は、特別の理由により委託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) その他

本契約を締結した受託事業者と、「沖縄市認知症地域支援推進員業務委託」及び「第2層生活支援コーディネーター業務委託」の随意契約（単年度契約）を併せて行うことを予定している。ただし、令和7年度予算決定後に確定する。業務内容については、別紙 1 及び別紙 2 を参照すること。

11. 留意事項

(1) 選定結果の公表

選定結果については、令和 7 年 2 月下旬頃に沖縄市公式ホームページにて公表する。

(2) 開設準備

委託開始日までの概ね 1 ヶ月から 2 ヶ月間を開設準備期間とし、必要な人員を配置すること。

12. 応募に係るスケジュール（予定）

実施内容	日程
公募告示日	令和 6 年 11 月 26 日（火）
参加表明書の受付	令和 7 年 1 月 10 日（金）午前 12 時まで
質問及び回答	（受 付）令和 6 年 11 月 26 日（火）～12 月 13 日（金） （回 答）令和 6 年 12 月 18 日（水）までの期間
提案書の提出	令和 7 年 1 月 20 日（月）～1 月 23 日（木）
面接審査日 （予定）	令和 7 年 2 月 6 日（木） 令和 7 年 2 月 7 日（金）※予備日
選定結果通知日	令和 7 年 2 月中旬以降予定
委託契約締結日	令和 7 年 3 月予定
事業開始日	市と協議の上で決定する

（提出先・問合せ先）

提出先：沖縄市役所 介護保険課 地域支援担当（地下 2 階）

電話：098-939-1212（内線 2193）

FAX：098-939-7819

E-mail：a42chiiki@city.okinawa.lg.jp

担当：祖根